

「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正（案）」に関する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
「糖尿病用組合せ食品」及び「腎臓病用組合せ食品」を追加することについては特に問題ないのではないかと思われた。	御意見ありがとうございます。